

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年（2026年）5月29日付け北海道留萌振興局告示第1006号により告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道留萌振興局長 川 畑 千

2 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

除雪トラック（10t級6×6） 1台

（交換契約により除雪トラック（10t級6×6）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック（10t級6×6）1台を、契約の相手方から調達する。）

(2) 契約の目的の仕様等

別紙仕様書による。ただし、監督官庁である国土交通省から自動車の製造に関連して、現に指名停止の措置を受け、かつ、製造した車両の調達を行わないこととされている者が製造した車両及びそれらの車両をベースシャーシとして製造したものを除く。

(3) 納入期限 令和9年（2027年）3月29日（月）

(4) 納入場所 北海道留萌郡小平町字達布304番地22 北海道留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課 達布除雪ステーション

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（06・産業用機器類）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る複数回以上の納入（製造）実績等あることを次により証明した者であること。

納入（製造）実績の証明は、過去5年間の実績を、納入機種、規格、納入台数、納入年度及び納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。

また、同等の類似品については類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面、写真等）を添付すること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制について、次により証明したものであること。

納入される調達物品について、点検整備及び一般修理の依頼を受けてから遅滞なく着手できる修理体制（納入場所又は近隣に1箇所以上のサービス工場若しくは協力工場が確保されていること。）が整備されていること。

- (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、「本人」との代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定められるところにより、3の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年（2026年）5月29日（金）から同年6月24日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
留萌市住之江町2丁目1番2号

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札の場所 留萌市住之江町2丁目1番2号
留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、
郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札の日時 令和8年（2026年）7月14日（火）午後1時30分
（送付による場合は、同月13日（月）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係ない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるお

それがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下、「財務規則」という。）第151条第1項の規定より定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

(1) この契約は、契約書の作成を要する。

(2) 落札者は落札決定後、速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁式記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 開札時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札価格は、交換により道に引き渡す車両の価格から、交換により道より道より引き受ける車両の価格を差し引いた交換差金の価格をもって入札すること。

(3) 入札価格に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取り扱い

ア 道が交換により取得する車両の価格及び道が交換により引き渡す車両の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

(4) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 随時（来庁の際は、事前に連絡のこと。）

イ 場 所 5に同じ。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号

ウ 電 話 番 号 0164-42-8344

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(9) この入札の執行は、公開とする。

(10) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この入札説明書のほか、物品競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。